

利用者負担の軽減について 高額介護サービス費等

●内 容

1か月の利用者負担が一定の上限額(下表)を超えるとときには区役所に申請すると「高額介護サービス費等」が払い戻されます。ここでの利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割)負担相当額をさします。

※高額介護サービス費等の対象外となるもの

介護予防・生活支援サービス事業の一部、施設サービスなどの食費・部屋代等、福祉用具購入、住宅改修

●利用のながれ

高額介護サービス費等の支給を受けるには、区役所に申請する必要があります。

また、2回目以降払戻しに該当する場合には、原則、初回申請時に指定した口座に振り込まれます。

- 自己負担の上限額は世帯で合算するため、夫婦等要介護者(要支援者)が複数いる世帯の場合、その利用料を合算して自己負担の上限額を超える金額を支払った場合に、高額介護サービス費等が払い戻されます。

計算式は次のとおりです。

$$\text{(世帯全体の利用者負担額 - 世帯の自己負担の上限額)} \times \frac{\text{本人の自己負担額}}{\text{世帯全体の利用者負担額}}$$

例1 世帯に要介護者(要支援者)が1名のみの場合

自己負担の上限額が24,600円の単身の方が1か月に30,000円の自己負担をした場合。

$$\text{算定方法} \quad \begin{array}{r} \text{本人の自己負担額} - \text{本人の自己負担上限額} = \text{高額介護サービス費} \\ 30,000\text{円} - 24,600\text{円} = 5,400\text{円} \end{array}$$

例2 世帯に要介護者(要支援者)が2名以上いる場合(世帯合算をする場合)

夫婦2人とも市民税非課税世帯(世帯の自己負担上限額:24,600円)の第3段階であり、1か月に夫が30,000円、妻が10,000円の自己負担をした場合。

1 夫の高額介護サービス費

$$\{(30,000\text{円} + 10,000\text{円}) - 24,600\text{円}\} \times \frac{30,000\text{円}}{30,000\text{円} + 10,000\text{円}} = 11,550\text{円}$$

2 妻の高額介護サービス費

$$\{(30,000\text{円} + 10,000\text{円}) - 24,600\text{円}\} \times \frac{10,000\text{円}}{30,000\text{円} + 10,000\text{円}} = 3,850\text{円}$$

※介護予防・生活支援サービス事業を利用した場合は、計算方法が異なることがあり、世帯合算をした結果、一名の世帯員にまとめて払い戻される場合があります。

自己負担の上限額(月額)

所得区分	上限額(月額) ^{※1}
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)に相当する方がいる世帯の方	140,100円(世帯)
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)に相当する方がいる世帯の方	93,000円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方または 現役並み所得者Ⅰ(課税所得380万円未満)に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の「公的年金等収入額 ^{※2} 」と「その他の合計所得金額 ^{※3} 」の 合計が年間80万以下の方	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護等を受給されている方 ^{※4}	15,000円(個人)

※1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 情-7ページ「保険料について」の※2を参照

※3 情-7ページ「保険料について」の※3を参照

※4 上限額を15,000円に減額したことにより生活保護の被保護者とならない方は世帯で15,000円になります。